

## 第5回市民自治検討部会

- 1 と き 平成22年10月20日（水）午後7時～9時
- 2 と ころ 西脇市生涯学習まちづくりセンター 女性コーナー
- 3 出席者 部会長、委員3名、事務局
- 4 協議内容

### (1) 前回のおさらい

(事務局)

～ 次第に基づき説明 ～

(部会長)

住民投票に関しては、常設型や個別設置型、外国人や未成年者などの対象の取扱について今回検討を行うということでした。

市民自治検討部会は今回が最後で、次回は各部会での検討内容をまとめて全体会を12月1日に行います。他の部会の進行状況を説明してください。

(事務局)

～ 他の部会の進行状況について説明 ～

(部会長)

総則検討部会の検討の中でこちらも気をつけるのは定義です。「市民とは」とか「市は」などの定義を市民自治検討部会でも踏まえてやらなければいけない。

(事務局)

条文で「市」と書いてある場合は、議会も含まれていますし、「市長」だけの場合は市長、教育委員会などを含む場合は「執行機関」という書き方をすることになります。基本原則は、全ての部会で出てきた意見で、情報共有や参画協働は、当然原則として入るであろうというところです。

(部会長)

この部会でやっている市民の権利の裏返しは行政や議会の責任であったりするので、団体自治検討部会とは調整が必要になります。今日一日で大体のところの条文を決めてしまい、決まっていないところは方向性を出したいと思います。

### (2) ワークショップ

#### ① 住民投票について

(部会長)

まず、住民投票についてですが、西脇市の場合は合併も終えているので、それほど市を分けて議論すべき政策課題が見当たらない。そうすると常設型にする必要があるのかどうか。何か起こったときに個別に条例を設置する形でもいいのではないかという話と外国人や未成年の取扱をどうするか。一番きちんとやろうと思うと常設型で16歳以上、外国人全員という話になるのですが、経費的な問題は無視できないので、どの程度かかるのか説明をお願いします。

(事務局)

住民投票について、実際に西脇市で住民投票をしたことがないため試算として、市長選挙を単独で行う場合を参考に、不要な経費を省くと概ね1,500万円になります。それ以外に、投票者名簿を抽出するシステムが、今は20歳以上の日本国民という条件になっており、条件変更に伴うシステム変更が必要で、実

際の必要額は細かい条件がないと分かりません。参考までに国民投票の関係で18歳以上にシステム変更をただけで500万円かかっています。そこへ外国人を加えると、同程度の経費は必要ということで、1回の住民投票で2,000万円位必要になります。こういったことも参考に検討いただきたいと思います。

それと部会長から説明がありましたが、市町で大きな問題となるのは、市町村合併が多いのですが、西脇市は合併も終えていますし、大規模な開発という話もないので、現段階で常設型にする意味があるのかと思っています。ただ、自治基本条例に住民投票の規定がないのもどうかと思います。逆に、住民投票を規定する以上は、普通に20歳以上の日本国民という規定でもいいのかどうか。参考として憲法改正の国民投票でも18歳以上ということもありますし、永住外国人の参政権の問題もあります。また、参政権ではありませんが、西脇市に永住権をもっている状態でも、市として重要なことを決定するための投票もできないというのも問題だという観点もあり、それらを踏まえて規定するというのが事務局の考え方になります。

(部会長)

事務局としては、そんな大きなことはないだろうからといって、住民投票を条例に盛り込まないのもおかしいので個別設置型で。ただし、外国人の話と年齢の話は検討が必要。それと開票率の話、つまり、何パーセント以上投票がなければ開票しないということです。開票にも結構お金がかかりますので。

(委員)

開票で2分の1以下とか、条例に規定してしまえばそういうことになると思うのですが、住民投票ということではいくら以上なら開票する、しないということまで自治基本条例で決めないといけないのか。

(部会長)

個別の条例で処理するという方法はあります。

(事務局)

自治基本条例にどこまで書き込むかということになるのですが、他市町の自治基本条例をみると、「住民投票をすることができる」という規定だけのところや「住民投票条例を策定する際には未成年者や永住外国人の投票資格についても考慮するものとする」「住民投票の結果を尊重する」「半分以下なら開票しない」という規定が入っている例もあります。この部会の意見として一つの方向性を出していただいて、今後掘り下げて検討する必要があると思います。

(委員)

その中で引かかるのは、議会との関係です。つまり、私たちが住民投票で有権者の何人以上の署名を集めればと決めて、実際に行われたとしても、議会の権限の方が強くて受け入れられなかったら、何のための住民投票だったのかということになりかねないことが懸念されます。ですから私たちが自治基本条例に住民投票の項目を挙げた場合、あいまいにしておいた方がいいのかどうか、きっちり考えてやらないといけない。

他市の条例では、あまり細かなところまで規定されていない。そこまでできないのかということも感じます。例えば朝来市は簡単な文章で終わっています。どちらにしてもどこまでやるべきなのかということをお教えしてもらえませんか。

(部会長)

豊中市では「市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない」というだけの書き方です。

(委員)

他のところもそうなのですが、「尊重しなければならない」という言葉を使うのが一番妥当ではないかと思います。

(部会長)

前回の資料に住民投票の性格について書いてありますが、今の制度では補完で、法的な拘束力はもたせられない。地方自治法の抜本改正で議会の話も多分されるので、それも含めて尊重しなければならないぐらいになると思います。

(事務局)

「これを遵守しなければならない」と書いても無効です。ただ、自治基本条例で謳われている以上、議会として行政的責任、道義的責任という部分では一概に住民投票を無視できないということはあると思います。

(部会長)

ここは部会だけで決められなくて、市の姿勢もありますので、方向性を出せばどうですか。今のところは個別設置で、未成年者の取り扱いはどうですか。

(委員)

感覚的には18歳だと思います。

(部会長)

外国人が入っているのは7割ぐらいですか。

(事務局)

入っているところの方が多のですが、結局個別設置になるなら、そこまで書ききれないというか、先ほど申し上げたように、条例をつくるときにはそういう項目も検討してくださいということです。

(部会長)

検討してくださいということであれば、書いておきましょう。結果に関しては市長並びに議会は尊重しなければならないという話でどうですか。

開票率というか開票義務はどうしますか。

(事務局)

両方の考え方があって、投票者が過半数に満たない中で過半数を総意とみなしていいのかという考え方と投票に来なかった人をどう考えるかです。その人は反対だから来なかったのか、どうでもいいから来なかったのか。

(部会長)

市長とか市議会議員の投票率は、西脇市では高いので、そんなに言わなくても大丈夫だと思います。それぐらいの方針で調整させていただきます。

## ② 条文原案について

(部会長)

本日の会議資料で、1の基本理念は総則検討部会が検討しているところで、基本原則はこの部会で検討しなければなりません。

(事務局)

～【基本理念・基本原則の条例原案を朗読】～

条文はまだできていませんが、総則検討部会で「地域分権の原則」を入れたらどうかという意見をいただいています。

(部会長)

これは、総則検討部会の担当ですが、大事なことなので他の部会でも意見をくださいということです。何か気がついたことはありますか。

個人的な意見として、基本理念の(1)、(2)、(3)の順番を(2)の人権を先にした方がいい気がします。つまり(1)は市民が主体になる話で、その前にそもそも自治基本条例ですから、どんな市にするのか、どんな地域をつくるのかという目標が入ってからそれをつくる主体について書いた方が流れがいいような気がします。いきなり「補完性の原則に基づき」となると「補完性の原則」とは何か、ということの説明しないといけない気がする。こんなまちにしたいからそのためには市民が主体にならないといけないとなると(2)か(3)が先にきて繋げた方がいいというのが個人的な感触です。

(委員)

補完性の原則というのは、自助、共助、公助の話ですか。

(部会長)

これは、より小さい単位で物事を決めていく。個人のことは個人、個人でできないことは家庭、家庭でできないことは地域、地域でできないことは基礎自治体がというように、より大きなところが補完していくという話で、ヨーロッパ地方自治憲章でいわれているのですが、やはり解説が必要です。

市民感覚でいくと何を先にもってきたいのか。この用語が分からないとか、こんなまちにしたいとか。ただ、前文で理念的なことが書かれていると条文はこれでもいいかも知れない。

(1)は、主語が「市は」と「市民は」の二つあるので、これは分けた方がいいかもしれません。「市民が主体で自治を形成します」と「市は支援するとともに自らの改革を進めます」を別の文章で書く。

1行目の「地域」というのと持続可能な循環型の共生地域の共生地域とは。

(事務局)

自然や地域の伝統なども当然出てくるところで、それらを継いで、活かしながら地域をつくっていきましょうというものです。

(部会長)

(3)は自然との共生と地域資源という部分と両方を言っているのです。

共生というと一般的に多文化共生などで使う。もちろん自然との共生も使うのですが。共生地域といったときに、人権の方かなと思ったので。

(事務局)

地域より社会の方がいいかも知れません。

(部会長)

地域と地域社会と共生地域と出てくるでしょう。地域のエリアの定義も全体を通じて考えましょう。コミュニティと社会と地域と市域、いろんな部会がいろんな意味で地域という言葉を使ったりしているので。

(委員)

各地域の地域と地域の意味の違いです。

(部会長)

各地域は、まち協単位です。それと上の地域は主語になっているし。

2 ページ目以降は、この部会が担当する条文です。説明してください。

(事務局)

情報共有の原則に対して情報共有を進めるための具体的な施策などを書き込んでいく形になります。

～【情報共有の条例原案を朗読】～

(部会長)

この部会でも市の情報提供の手段が防災無線と広報紙だけで非常に弱いという話をしていたので、「広報、ホームページ等を積極的に活用し」ですか。

(事務局)

この「積極的に」がポイントです。あと「分かりやすくかつ入手しやすい。」どこに載っているのか分からないということをよく言われますので。

(部会長)

公開しているだけではなく、きちんと届けて理解してもらうところまで情報共有で入れている。

(事務局)

そのための手段として。

(部会長)

気になるのが、最後の市民同士の情報共有、これはいいのですが、ここの部会の議論では、市民の方が情報をもって、それを市に伝えるという市民と市の情報共有も入れたらどうかということでしたが、それが共有ということでカバーできているのか、できていないとすれば、「市民同士」プラス「市民と市」のようなものを入れるのか。

(事務局)

先ほどの市民同士の情報の共有の2番目の「その活動内容を地域において積極的に」の「地域においては」はない方がいいです。

そうすると市というのが当然出てきますので、それでカバーできます。

(部会長)

どんな情報かというのは定義しなくてもいいですか。まちづくりに関するとか市民が必要とする情報とか。

(事務局)

そういう言い方で、一番上の条文をつくったときは、市政に関する情報という言い方をしていたのですが、市政だけではいけないだろうと思いました。

(部会長)

あえて情報というものを広く取り扱っている。

市民同士の情報共有はこれでいいですか。情報の交換を行い、情報の共有に努める。情報公開条例に規定している。何のために情報の交換と情報の共有をするのかというと市政の課題を共有化するため。

(事務局)

市民活動の活性化というのもあります。

(部会長)

そういう一言一句、この条文はこういう意味ですというのは、逐条解説で別途まとめるので、そういうことも聞いてください。

(事務局)

括弧の中の市民同士という言い方を使うのかどうか。

(部会長)

「市民間」とかあるいは「市民と市との」みたいな感じで。

3 ページ、市民の役割・責務です。責任と言われると辛いので、役割ぐらいのやさしい表現にしてほしいというのはこの部会で出てきた意見です。

(事務局)

～【市民の役割・責務等の条例原案を朗読】～

(部会長)

市民の権利の3番目、「生涯学習の権利」が西脇のオリジナルです。それから市民の役割及び責務の3番目もそうでしたね。「注視して見守る」。3番目と4番目を逆にした方がいい。3番目は付託しているものを見守るで、4番目が自分で責任を持つという話で、より積極的なのは4番目なので。

自分で参画できない場合は、議会とか執行機関を見守るという話で。市民の役割及び責務の2のところ、「次の世代」はこういう書き方でいいですか。今の世代のことは考えなくてもいいのか。あえて言えば「次の世代にも」ですね。

何かいい言い換えはありますか。環境問題などで言うときには世代間公平と世代内公平、南北問題なんかは世代内で将来世代は世代間公平、両方分けて記述することがある。まあ別に自治基本条例で南北問題までは考える必要はない。

(委員)

「の」をとったらどうか。

(部会長)

「次世代」、その方がいいかも知れない。「次世代にも配慮し」

4番目は、これ程度なら抵抗ありませんか。あまりきついことを書かれたらということでしたが、自らの行動及び発言に責任を持ちぐらいならどうですか。

(事務局)

「持たなければなりません」で閉じてしまってもいいと思います。

(部会長)

『濫用』が少しきついですね。

(事務局)

濫用というほどのことがあるかということからも、これはなくてもいい。

(部会長)

市政に関する情報で、毎日市役所に押しかけて情報を出せということがあるのかも知れない。あるいは団体をつくって我々が市民代表だみたいに。

(事務局)

あとは補助金関係の話です。

(部会長)

何かいい言い方はありませんか。「前条に規定する権利の行使に当たっては」、一般的には常識的にしますという話ですが、条文には書けませんから。適切に励行するとか。

最悪カットですが、意味は分かるので、何か言い回しで違うのがあれば。  
(委員)

私は、「良識ある行動」を使います。

(部会長)

節度とか良識とかその辺ですね。条文になじむのかどうか。

(事務局)

その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

(部会長)

そうやって出していただくと、また逐条解説で全部生きてきます。

市民の役割・責務で抜けているところはありませんか。権利としては、情報を知る権利、市政に参画する権利、自治や市民活動の団体をつかって活動する。そして生涯学習。互いに尊重し助け合っというところで世代内の話をして、次の2項目目で次世代にも配慮し、自らの行動に責任を持ち、執行機関を見守るのですよということです。

次は事業者の役割です。

(事務局)

～【事業者の役割等の条例原案を朗読】～

前回お話した中で、環境配慮でCSRや企業の社会的責任の有無と公益的な活動への積極的な参加を入れて、『等』に市民活動を含めて、事業者としても協力しますという形で書いています。

(部会長)

「寄与するよう努めます。」という言い方ですね。

(事務局)

「努めます」としか書けないです。

(部会長)

こんな感じですかね。「推進」、「参加等を行い」はあまり美しくないけど。

「健全な地域社会づくりに寄与と」いうのは硬い。

(委員)

事業者に対してですから、協力するとかというよりも、寄与というような強い言い方の方がいいのですか。

(部会長)

「参加等を行うよう努めます」で、地域社会の一員というのはすでに1行目で書いてあるので、「地域社会の一員としての社会的責任を認識し」というのは「健全な地域社会づくりに寄与」と同じです。少しくどいという印象も正直持ちました。寄与というのが少し引っかかるかもしれない。

「地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した市民活動を進めながら、公益的な活動へも参加していくよう努めます」くらいの方がすっきりしているかも知れない。なくても意味が通じるし、ただ他の条文がこんな感じの言い方ならいいかもしれない。事業者への言い方はどう思われます。どの程度でとどめればいいのか。

(委員)

CSR（社会的責任）ということが今事業者に対して求められているわけで

すし、自覚されて事業がなされていると思いますので、「市民生活に配慮した事業」などもう少し柔らかい文章がいいかもしれない。

(部会長)

「市民生活に配慮」というのは、ワークライフバランスのこと。

(事務局)

含むと考えています。

(部会長)

一般的に企業にお願いすることとしては、地域社会の一員だから社会的責任を自覚してほしいということと、環境保護に気をつけてほしいということ、さらに、従業員のワークライフバランスなどの市民生活にも配慮してほしいということですが、これは少し欲張って公益的な活動とか積極的な参加とか健全な地域社会づくりとか書いている。

(委員)

共同募金などでも、気持ちよく協力してもらっています。

(部会長)

公益的な活動は入れておいた方がいいかもしれません。公益的な活動への積極的な参加でとどめる。健全な地域社会づくりに寄与は前と重なるのでなくてもいい。

次は、コミュニティの話です。

(事務局)

まちづくり協議会やまちづくり委員会があり、どこも成り立ちが違うのでどうしようかという話がありました。委員長から、条例できちんと定めた協議会があった方がいいのではないかとということもあり、条文にしています。

これは一つの地域で一つの団体のみを市長が認定し、補助金や交付金を交付するもので、あえてここで議論したこととは違う書き方をしています。

二つ目は市民活動団体で、いわゆる目的別のボランティア団体などに対しても支援を行いますということを書いています。今後深く検討を要する部分だと思いますので、案としては一番きつい形で挙げています。

(部会長)

補足しますと、一番目のところは市民自治協議会となっていますが、今のまち協みたいな単位の地域自治協議会と一般的にいわれているもの。それをこの部会ではまち協の歴史もあり方も違うので置くことができるぐらいの規定と言っていたのですが、委員長から将来のことも見越して規定してほしいと要望があったものです。それから市民活動は地域の活動だけではなく、人権など全市的な課題なので、別途規定してほしいという話です。

一番目の市民自治協議会の言い方ですが。

(事務局)

言葉はいろいろあると思いますが、まちづくり協議会とは違う名称にしておかないと混乱するというので、本当は組織要件を満たしていれば、名称がまちづくり協議会であっても構わないという考え方はあるのですが、どこまで書くか。

(部会長)



将来的に一つの地域にきちんとしたものを市長が認定して、そこでの計画づくりや一括交付金のようなことを西脇市は考えているのか。

(事務局)

イメージとしては、そのようにもっていきたいと考えています。

(部会長)

将来のことも含めて入れておいた方がいいという意見ですが。どうですか。

(事務局)

この部会ではもう少し柔らかい形で規定しておいて、時期をみて改正して、最終的にこういう形にもっていきこうということでした。

(部会長)

盛り込むとして順番はどうですか。市は、次項に規定することに関して支援を行うが第1項で、市民は、設置することができるが第2項。第2項を先にもってきたらどうか。

(事務局)

そうですね。1項と2項が逆です。

(部会長)

設置することができて、それを認定したら支援を行う。とすると何か市民がつくっても、つくらなくても自由みたいな感じになりますので。市が全地域につくると考えているのならこの順番でいいです。そこはさりげなくさぐっておいてください。この話で混乱しますか。

(事務局)

おそらくこの規定が出たら混乱すると思う。その辺も含めて今後もっと掘り下げた議論が必要です。

(部会長)

委員長は、伊賀市や朝来市では実態があって、自治基本条例できちんと位置付けていますが、豊中市の場合は、先に自治基本条例を制定して、今地域自治の検討をしているところです。豊中市は、地域組織をつくることのできる。地域組織はこんなことをする。市はそれについてこんな支援をするということの規定しているのですが、今、地域組織の検討をやっているところです。通常は同時並行で組織をつくりながら条例にするのですけど。

こういう項目が入っていても差し支えがなければ入れておいてもいいのですが。市民が抵抗を持つようなら、表現を変えたり、順番を変えたり。

(事務局)

今の豊中市ぐらいいいのでは。また、順番は違うのですが、市民は設置することができるというのとその中に各地域の独自性に配慮するという項目を入れるのが現状に合わせた条文だと思います。

(部会長)

朝来市などは、合併時に地域組織をつくり、条例に規定しています。豊中市は地域組織はできていないが、条例で規定はしている。自治会加入率が40%の地域と90%の地域と南北で全然違うので一律の仕組みはつくれない。地域組織はつくっても、つくらなくてもいいし、つくるとすれば7・8年かけてやればいいというスタンスで条例に規定している。西脇市はそれに近いかな。

(事務局)

それで折をみてというか、もう少しきちんとさせてから。あとは包括交付金化にもっていくときの地域団体の位置づけの問題です。

(部会長)

基本計画をつくってもらうときは、条例改正です。順番は変えた方がいいかも知れません。市はというのがはじめにあると全部つくるようになる。

(事務局)

第1項を第3項にして、あとは繰り上げです。

(部会長)

第2項のところの言い方も少し変える。豊中方式みたいな感じで。

(事務局)

「一の地域につき一に限り」などを削除してということですね。

(部会長)

市民活動団体はどうですか。みなさんがされている福祉の活動や男女共同参画の活動など、こういう書き方でいいですか。これも個人的な意見ですが、不特定かつ多数のものという言い方はあまり流行りません。というのは市民活動の中には弱者の権利擁護のように特定の人たちのための活動もあるので、「自主的に行われる非営利の公益的な活動を」という言い方がいい。

(事務局)

「不特定かつ多数のものの利益の」までを「公益の増進」というか。

(部会長)

公益的にとか、あるいは公益の定義が難しければ、前文及びこの条例の理念に合致した公益的な活動を行う団体ぐらいに。例えば、手をつなぐ親の会にしても当事者団体で不特定多数ではありませんが公益的な活動です。

(事務局)

逆に不特定多数になると拾えないものがでてきます。

(部会長)

活動に対して適切な支援という言い方はどうですか。

(委員)

適切というのはどちらから見た適切なのか。両方が認める適切ですか。

(部会長)

これは市から見た適切です。協働や情報提供も支援ということですか。

(事務局)

支援の一つです。人材育成にかかる部分もそうでしょうし、後援というのでも支援。一番大きいのは補助金です。

(部会長)

非営利は絶対必要ですか。非営利の定義は逐条解説できちんとやらないといけません。「必要に応じて協働していきます」とか。

(事務局)

「必要に応じて支援を行うものとします」ですね。

(部会長)

その方がまだましですか。必要というのは市民団体側からも言えるので。判

断は市かも知れない。行政的には同じでも市民としては。

(事務局)

必要に応じてとか必要なという言い方が比較的多いです。「必要な」の方がいいかもしれません。

(部会長)

「適切な支援」を「必要な支援」に、「不特定かつ多数」は、少し言い換えをする。非営利についても逐条解説で解説する。

次は参画と協働です。

(事務局)

前回お話ししましたパブリック・インボルブメントに関する項目で、個別に書くやり方として、例えば政策を立案するとき、計画をつくるとき、条例をつくる時にはやりますという書き方で、今回はまとめた形で書いています。

～【参画と協働の条例原案を朗読】～

(部会長)

それぞれ分けて書こうとしたのですね。計画とか、それを一緒にして書いたというのと、立案が新しく入ったということですか。

(事務局)

立案よりも改善です。大体立案、実施、評価までは入っているのですが、改善は含まれていないところの方が多いです。

(委員)

文章が長い。切るところは分からないのですが、「執行機関は」は、これ一つの文でしょう。政策の立案、実施、これずっと続いていますね。

(委員)

一般市民からすると何か息継ぎがしたくなるような感じで、理解しながら読むのは難しい。

(部会長)

文章が長いので箇条書きにするか。「執行機関は、政策の立案、実施、評価及び改善過程への市民参画を保障します」や「保障しなければなりません」

(事務局)

「保障しなければなりません」にして、次に掲げる。

(部会長)

それから第3項の別に定めるというのは、パブコメ条例がまだないので。

(事務局)

そこも条例になるかどうかということもあって、はっきりとパブコメ条例をつくと分かっているならば、別に条例で定めると書けないことはないと思います。ただ全体的にいろんなことが含まれてくるので別に定めるという書き方しかできないのではと思いました。

(部会長)

第2項の「市民に対して十分な情報を提供するとともに、適切な検討期間を設ける」ですが、周知は入れなくてもいいのですか。「周知・検討のための期間を設けなければなりません」。前の方の情報提供が基本原則に入っているからいらんないか。

(事務局)

そういうのもあるのですが、十分な情報という中に当然周知も含まれるという考え方とどこまで読み込めるかということがあります。

(部会長)

例えば、次世代育成のパブコメを他市でやったときには、保育所にきちんと配りに行くとか。普段なら市の広報紙だけでいいのですけれども、関係機関のところには特に手厚くするという形でいうと、やはり周知が入った方が知恵は出ます。これも条文に入れるか、逐条解説に入れるかというのは別の話だし、あった方が親切です。周知の中には住民同士の話し合い検討会も持つためとか。

(事務局)

「適切な周知及び検討期間を設けなければなりません」とか。

(部会長)

「適切な」はいいのかどうかは別として、「十分な情報を提供するために、周知検討期間を設ける」でいいのですか。

審議会等の運営はこれでいいですか。

(事務局)

これも直すとすれば、委員構成の話で、「広く市民の参画に」というのを例えば年齢層とか地域とか職種とか、どこまで書けるかというのはあるのですが、そういうことも含めて幅を持たせた書き方をしています。

(部会長)

幅広いみたいな感じですね。子どもの意見もいるし、お年寄りの意見もいるし、サラリーマンの意見もいる。審議会等の等はどういう意味ですか。

(事務局)

審議会等の等は検討委員会もありますし、審議会だけなら条例上のということになるので、それ以外も含めるということです。

(部会長)

他に読んで分からないこととか、これは逐条解説がいるというところがありますか。少し議論が分かれるかなと思ったのは、一番始めの参画への保障の第2項、参画しないことによって不利益を被らないというのは珍しいですね。

フリーライダーとかそういう人の存在。

(事務局)

「市政に」という書き方をしました。

(部会長)

地域活動と規定すると自治会の人を受け入れられなくなる。

具体的に市政に参画しないこととはどういうこと。選挙に行かないとか。

(事務局)

例えば、アンケートに答えませんというのも一つです。

(部会長)

全員義務的に参加することができないかという議論があったときに、それは法的に負けますからという話をしました。どう思われます。

(事務局)

この条文はある意味浮くのは確かです。

(部会長)

部会の意見として出してみても、みなさんの意見をくださいという手順でもいいですが、こういう場合、必要だという根拠をいくつか言っておかないといけない。様々な事情があって、市政へ参画できない人もいるし、住民集会に来れない人もいる。そういうことがあっても基本的人権というのは守らないといけない。抵抗がなければ入れておいてもいい項目でもあります。入れておいて全体会で様子を見ます。

私たちが担当するところを一通り検討しましたが、全体を通して、あるいは基本理念、基本原則も含めてどうですか。

地域とかという言い方に関しては文言を全体的に整理することと、長すぎるところは少し箇条書きで見直すこと。住民投票については条文に落とし込めないけれども、「個別設置型」「18歳以上」「外国人」を入れる。市、議会は尊重ぐらいが今日話し合ったことです。

(事務局)

「ですます調」の話ですが、内部調整では、基本的に西脇市の考え方として条例、規則というのは、「である調」で書くという考え方を持っています。ただその中で、例えば議会に出す分とか、例規集に載る条文は、「である調」で書いて、ホームページに載せる市民版の「ですます調」の自治基本条例を用意するという方法もありますがどうですか。

(部会長)

ニュアンスが変わるのでやめておいた方がいい。

他の部会は「である調」で検討しています。他市の事例では、最近「ですます調」が多くないですか。

(事務局)

若干増えてきていますけれども、調べた範囲で、35パーセントが「ですます調」、65パーセントが「である調」で、前文は「ですます調」がほとんどです。

(部会長)

そういう中で、部会として「ですます調」を押し進める理論をもたないと。

(事務局)

正式に委員会として「ですます調」にしてほしいということになるときっちり調整を行っていくことになります。

(部会長)

前例がなかったら難しいですが、35パーセントだったら。

(事務局)

その辺は一つの要素でもありますし、この条例は、行政だけのためではなく、市民のための条例であるという前提があるので、「ですます調」で分かりやすく、親しみやすい書き方をするとよく言われています。そういう形で調整をしていくのも一つの方法です。

(委員)

「ですます調」のことですが、全般的な感想で言いますと、例えば朝来市の自治基本条例に、条文が30いくつかありますが、そのうち文章の末尾が「何々しなければならぬ」というのが30か所あります。市民の権利などは、「しま

す」になっています。「市は」で始まったときには、「努めなければなりません」「公開しなければなりません」等々。

朝来市以外での、今日の資料の5ページ、参画と協働の条例原案の参画への保障というところは、「市は」「執行機関は」で始まる文章が何条かあるわけですが、これは全部後ろが「なりません」です。

(事務局)

一つは書き方として、行政側に義務を課す場合は、「ではない」「ではなりません」という書き方になりますし、行政が自主的に、主体的にする場合は、「することができる」「するものとする」「行うものとします」という書き方になります。一方、市民に義務を負わせるというものはなかなか難しいので、市民がというときは市民が主体的にできることについては、例えば、権利でしたら「有します」という書き方になりますし、市民にさせていただくというのは「努めます」という形になります。

(部会長)

若干市民に対して甘めの書き方をしています。他の自治体は「努めなければならぬ」としているところを、「努めなければなりません」としています。

(委員)

そういう市民に対して甘い言い方ということ指摘された場合のことと、それからもう一つ「である」とか語尾のこと、この二つのことを指摘された場合、両方から市民に甘いような言い方と「である」「ます調」のことをまとめて一つのことで何か言えたらいいと思うのですけれども。

(部会長)

市民主体で分かりやすい表現を考えました。市民は決意表明なので「努めます」という意味。「努めなければならぬ」なら、他人から言われているみたいなので。決意表明として「努めます」。あともう一個ぐらいほしい。行政に関しては市民主権なので、もめるとしたら議会です。この部会ではありませんが、議会のところで議会が何とか「努めなければならぬ」はわりと通るのですが、議員の責務になったときは難しい。その点は委員長に任せましょう。たぶん審議会ではもめないと思うのですが、もめるとしたら議会と、あと案が出来上がった後のパブコメで若干出る可能性がある。

後から思いついたことや、欠席委員のご意見は11月10日までに事務局まで提出してもらい、それ以降は部会長と事務局に一任という形にして、12月1日の全体会が始まる前に全体を見て調整します。

(3) その他

今後の予定 第3回西脇市自治基本条例検討委員会（全体会）  
12月1日（水） 午後7時から